

上水道水質検査業務委託仕様書

第1（基本項目）

1 件 名

上水道水質検査業務委託

2 目 的

本業務委託は、上水道区域の水質検査を目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、富士川町水道事業管理者（以下「甲」という。）が委託する「上水道の水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

第2（一般事項）

1 受託資格

乙は水道法第20条第3項に規定される登録水質検査機関であり、水道法水質基準全項目を検査することが可能な検査機器を整備した検査施設を持ち、緊急時にも即応出来る体制が確立されていること。

2 法令の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

3 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3（検査項目）

1 浄水水質検査

（1）検査項目及び検査頻度

別表1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。

(2) 採水地点

別表 2（浄水採水場所所在地一覧）のとおり。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、別表 1－1 の検査項目に対し、別表 2 の採水地点ごとに別表 4（採水瓶）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 1 2 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別表 1（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。

(2) 採水地点

別表 3（原水採水場所所在地一覧）のとおり。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、別表 1 の検査項目に対し、別表 3 の採水地点ごとに別表 4（採水瓶）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 1 2 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

3 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が指定する日時及び採水地点

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別表 4（採水瓶）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

4 緊急時の水質検査

緊急時の水質検査依頼に対応できるよう、夜間及び休日における連絡体制並びに検査体制を整備し、依頼後 1 時間内に緊急対応を行うとともに、4 時間以

内に検査結果の一次報告を書面にて報告するものとする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第10条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に給する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 数値の取り扱い

「水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(3) 速報値の報告

ア 上水道水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回検査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

(4) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することが出来るものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(6) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 乙は、甲の要請に応じて検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。添付書類の提出を必要とする分析機器は、ガスクロマトグラフ質量分析計、イオンクロマトグラフ装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(質量分析装置を含む)、高速液体クロマトグラフ装置とする。

ウ 水質基準に関する省令に示された表の1～30までの項目について

は、水質基準値の5分の1を超えた場合、その理由を推察し記載する。
ただし大腸菌は除く。

また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についてもその理由を推察し記載する。

エ 水質基準に関する省令に示された表の31～50までの項目については、水質基準値の2分の1を超えた場合、その理由を推察し記載する。
ただし、水質管理目標設定項目にも該当する項目については、その目標値に該当しない場合、その理由を推察し記載する。

また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についてもその理由を推察し記載する。

オ 当該系統の浄水処理によって影響があると推察される検査項目の結果（異常値を含む）については、浄水処理の効果について推察し記載する。この場合の調査費用等は、甲乙協議のうえ決定する。

(7) 検査項目及び検査頻度への提言

ア 法令等に基づく検査項目及び検査頻度とともに、当該浄水処理施設の水質管理として必要な水質試験項目及びその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を延滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採取日から1か月（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間とする。

(7) 乙への立入検査

上記（１）～（６）の事項及び設備状況について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙へ立入検査を実施できるものとする。

（８）クロスチェック

甲は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。
この場合は、乙は、甲が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲に提出する。

4 安全管理

- （１） 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- （２） 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急措置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

第5 その他

1 支払方法

乙は、完成払いまたは、部分払いを選択できるものとする。部分払いを選択した場合、各月毎の検査終了後に当該月の検査料合計額を請求書をもって甲に請求するものとし、甲はその適正な請求があった日から40日以内に支払うものとする。

2 その他

（１）資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

（２）打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

【担当】 富士川町上下水道課上水道工務担当

別表1 水質基準の項目と検査頻度

検査項目	浄水水質検査											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月検査項目（9項目）	6		6	6		6	6		6	6		6
省略不可項目（21項目）		6			6			6			6	
原水（39項目）				12								
原水PFOS及びPFOA				12								
浄水PFOS及びPFOA		6			6			6			6	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					3							
ナトリウム及びその化合物					1							
カルシウム・マグネシウム等（硬度）		6			6			6			6	
蒸発残留物		6			6			6			6	

別表2 浄水採水場所所在地一覧

区分	配水系統	採水場所名	採水場所住所
1	高区	富士川町上水道事務所	富士川町最勝寺26-3
2	低区	富士川町役場	富士川町天神中條1134
3	第5水源	第5水源	富士川町天神中條334-2
4	殿原	戸川添東屋手洗	富士川町最勝寺地内
5	北部	利根川公園	富士川町長澤地内
6	大法師	駅前公民館東屋手洗	富士川町鯉沢地内

別表3 原水採水場所所在地一覧

区分	配水系統	採水場所名	採水場所住所
1	高区	第1水源	富士川町最勝寺360-1
2		第3水源	富士川町最勝寺1099-2
3	低区 殿原	第5水源	富士川町天神中條334-2
4		第6水源	富士川町最勝寺26-3
5		第7水源	富士川町大久保69-7
6		第8水源	富士川町最勝寺5-2
7		第9水源	富士川町最勝寺1405-15
8	殿原	殿原水源	富士川町最勝寺2192-37
9	北部	北部第2水源	富士川町小林1145
10		北部第3水源	富士川町小林1992-1

別表4 採水瓶

水質検査項目により下記の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100ml 以上 (満水)	5L 用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL 以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口 ガラス瓶	40mL 以上 (満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL 以上 (満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL 以上 (満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL 以上 (満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL 以上 (満水)	速やかに、EDA 添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL 以上 (満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL 以上 (満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL 以上 (満水)	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL 以上 (満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL 以上 (満水)	
13	その他の項目用	(指定なし)	2L 以上 (満水)	

*印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略